



答申第17号

鎌公審査第48号

平成10年3月26日

鎌倉市教育委員会 様

鎌倉市公文書公開審査会

会長 若杉 明

公文書不存在に対する異議申立てについて

(答申)

平成7年12月1日付けで諮問（諮問第14号）された平成6年2月から4月の市立御成小学校改築に関する業務委託のうち、（社）文教施設協会への委託打診を行う際の主旨決裁書類その他一切の関係書類の公文書不存在処分の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

平成6年2月から4月の市立御成小学校改築に関する業務委託のうち、(社)文教施設協会への委託打診を行う際の主旨決裁書類その他一切の関係書類は存在していないことが認められるので、教育委員会が行った公文書不存在処分は、結論において妥当である。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、教育委員会が平成7年11月7日付で行った公文書不存在処分の取消しを求める、というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、(社)文教施設協会との交渉は、少なくとも7次にわたり教育委員会施設課を中心に行われているが、これだけの日数と出張回数、出張人員を要しながら主旨決裁書類、出張の復命書、報告書すら作成していないとすれば、この間の公務は正当に行われていたか否かを証する客観的公共的な文書は存在しないことになる。

また、請求に係る文書は一切の関係書類であり、交渉の過程において計画地その他の諸条件を示す資料の提示なしに交渉したとは想像しがたい。当時、御成小学校校舎改築問題は相当困難な局面にあり、文書化が回避されたことは容易に推測できる。文書請求を予測して文書作成がされなかったのであれば、公文書公開制度は形骸化する。

3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明を総合すると、公文書不存在の理由は、次のとおりである。

御成小学校校舎等の改築に関し、平成6年度事業として、文化財を損傷することなく当該校地に校舎を建設するため、改築の素案策定業務を文部省所管の(社)文教施設協会へ委託しようと考えて折衝したが、平成6年4月下旬に同協会から当該業務を引き受けられない旨の回答が口頭であり、委託契約交渉が未成立という経過のため、公文書は作成していない。

また、この間の交渉内容については、帰庁後に上司へ口頭で復命し、次の指示を仰ぎながら折衝しており、正式に受諾されるか否か明確でない段階であるため、公文書としての記録は作成していない。

さらに、出張に伴う上司への報告については、折衝の都度、交渉の内容を上司に口頭で報告した後、新たな指示を仰いで次の段階に移るのが通例であり、必ずしも文書にして報告するという方法はとっていなかったため、本件公文書は作成していない。

4 審査会の判断理由

- (1) 鎌倉市公文書公開条例（以下「条例」という。）第2条は、公文書の定義として「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画…であって、当該実施機関が管理しているものをいう。」と規定している。

そこで、本件異議申立てにおいては、教育委員会の職員が職務上作成し、又は取得した文書で、実施機関が管理している公文書が存在しているか否かの問題となる。

- (2) この問題に関して当審査会は、異議申立人及び実施機関から各々の主張を聴取して審議を進めた結果、次のような結論に至った。

実施機関の職員は、市立御成小学校改築に関する業務を委託すべく、（社）文教施設協会と折衝を始めたが、その経過については逐一口頭で上司へ報告し、その判断を仰ぎながら進められてきたこと、さらに折衝のための職員の出張に伴う上司への報告についても口頭で行われたことが認められる。

これらの折衝過程の状況は、何らかの文書として残してしかるべきとも考えられるが、本件のように、当該業務が受諾されるか否か明確でない段階では、口頭による報告が当時の慣行として行われており、本件についてもこの慣行に従って事務処理がなされたものと考えられる。

したがって、このような従来の事務処理上の慣行を前提とする限り、公文書の不存在をもって直ちに不当であるとは言えず、結論においては、本件公文書不存在処分は妥当性を有するものと判断する。

- (3) 本件異議申立てに対する当審査会の判断は以上のとおりであるが、開

かれた市政の実現を図り、もって市民と市との信頼関係を増進するという公文書公開制度の趣旨、目的からすれば、市の行う事務事業の執行過程の情報は、できるだけ市民に公開されるべきであり、この観点からすれば、折衝等の結果はどうであれ、その経過に関する情報は復命書や報告書のような文書として保存されるべきであると考えます。

実施機関に対しては、今後、公文書公開制度の趣旨を十分に踏まえたうえで、より一層適切な情報管理が行われるよう要望する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

審 査 会 の 処 理 経 過

開 催 年 月 日	処 理 経 過
7. 12. 1	諮問（諮問第14号）
12. 4	実施機関に対し、不存在理由説明書の提出要請
12. 15	不存在理由説明書を受理
12. 19	異議申立人に不存在理由説明書の写しを送付し、意見書の提出を要請
8. 1. 16	意見書を受理
1. 17	意見書の写しを実施機関へ送付
9. 12. 12	・ 審議（第46回審査会）
10. 2. 9	・ 審議（第47回審査会）
2. 23	・ 審議（第48回審査会）
3. 4	・ 審議（第49回審査会）
3. 26	答 申